

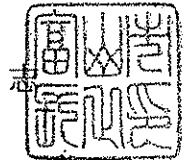
富山市告示第 188 号

字の区域の新設について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり本市の字の区域を新設したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 21 年 4 月 25 日

富山市長 森 雅



字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「堀川本郷」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
富山市	本郷町	椎木割	60-1、60-2、 60-13から60-118まで
	本郷町	万年割	160-1、160-4、 160-5、 160-15から160-31まで
	堀	砂田割	15-1、15-2、 15-12から15-31まで
	堀	大野割	19-1、 19-4から19-8まで
	上新保	松木割	30-1、 30-6から30-14まで